

第7章 危害予防規程・保安教育計画の認可

第1 危害予防規程の認可（法第28条）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

省令様式第2「危害予防規程（変更）認可申請書」

軽微な変更の工事に伴い危害予防規程の変更が必要となる場合は、省令様式第3「危害予防規程変更届」を届出すること。

(2) 申請時期

危害予防規程を制定又は変更しようとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

危害予防規程

2 認可の基準について

法第7条第1号及び第2号の技術上の基準に適合していること及びその他災害の発生の防止に相当であり、省令第6条に規定する事項について定められていること。

3 認可証について

審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第8号「危害予防規程制定（変更）認可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

第2 保安教育計画の認可（法第29条）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

細則様式第17号「保安教育計画（変更）認可申請書」

(2) 申請時期

保安教育計画を制定又は変更しようとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

保安教育計画


2 認可の基準について

(1) 製造業者にあつては、省令第67条の4に規定する事項、保安教育の方法及び時期について定められていること。

(2) 販売業者にあつては、省令第67条の5に規定する事項、保安教育の方法及び時期について定められていること。

3 認可証について

審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第9号「保安教育計画（変更）認可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

 I 総則／3 さいたま市電子申請・届出サービスにおける申請等についての一般的留意事項

(3 ページ)